

我孫子市と事業者等との包括連携協定の締結に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市及び事業者等が地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上等に資することを目的とする包括連携協定の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業者等」とは、市内において事業活動又は公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体並びに教育・研究機関以外の団体をいう。

2 この要領において「包括連携協定」とは、連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

3 この要領において「連携事業」とは、事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為として市と協働で実施するものをいう。なお、連携事業実施に係る実費相当の費用負担については、市及び事業者等が協議の上取り決めるものとする。

(事業者等の基準)

第3条 包括連携協定の対象とする事業者等の基準は、事業者等又はその事業内容が次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定するもの）の関与が認められるもの

- (6) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
 - (7) その他包括連携協定の対象としてふさわしくないもの
- (連携事業の基準)

第4条 包括連携協定に基づき実施する連携事業の基準は、次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
 - (2) 政治的又は宗教的目的を有するもの
 - (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
 - (4) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 民間事業者等の利益誘導のおそれがあるもの
 - (6) その他連携事業としてふさわしくないもの
- (事前協議)

第5条 市及び事業者等がすでに連携事業を実施し、かつ、異なる分野の連携事業を新たに実施する際に、市又は事業者等のいずれかから包括連携協定締結の申出があったときは、双方において締結に向けた事前協議を行うこととする。

(包括連携協定の締結)

第6条 市及び事業者等は、事前協議が整ったときは、連携事項、有効期間及びその他必要な事項を明記した書面（以下「包括連携協定書」という。）を作成し、包括連携協定を締結する。

(締結の公表)

第7条 市は、前条の包括連携協定を締結した場合には、市政記者への情報提供、市ホームページへの掲載その他の適切な方法により、速やかに、その内容を公表するものとする。

2 前条の包括連携協定を締結した事業者等（以下「協定事業者等」という。）は、第4条各号に該当しない範囲において、その内容を公表することができる。

（包括連携協定の有効期間）

第8条 包括連携協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに申出がない場合には、当該期間満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 市又は協定事業者等のいずれかが包括連携協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手に通知することで、解約することができる。

（包括連携協定の解除等）

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、包括連携協定を解除することができる。

- (1) 事業者等が第3条各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。
- (2) 事業者等の行う連携事業が第4条各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。
- (3) 事業者等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき、市の入札に参加できない団体に該当したとき。
- (4) 事業者等が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。
- (5) 事業者等が我孫子市税を滞納したとき。
- (6) 事業者等が破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申立てがなされたとき。

(7) 事業者等が包括連携協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。

(8) その他市長が特に必要と認めるとき。

(実績報告)

第10条 市は、協定事業者等に対し、包括連携協定に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる。

2 市は、3年以上連携事業の実施がない協定事業者等に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

(協議)

第11条 この要領及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び協定事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、この要領施行の日前に締結した包括連携協定であって、有効期間の終期が同日以後にあるもの（終期の定めがないものを含む。）については、この要領の趣旨に基づき、適宜その内容を見直し、必要に応じ、当該包括連携協定の当事者である事業者等と協議の上所要の措置を講ずるものとする。